

一般社団法人 阿倍野産業会 女性部

会 則

第一章 総則

第1条

本会は、阿倍野産業会女性部と称す。

第2条

本会の事務局は（大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号）
一般社団法人阿倍野産業会内に置く。

第二章 目的及び事業

第3条

本女性部は会員企業の女性の教養を高め相互の親睦と企業の発展を図ることを目的とする。

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 企業経営に関わる女性として必要な産業事業の把握、企業経営に関する研究会、講習講話会の開催。
- (2) 視野を広めるため視察見学会を行う。
- (3) 会員相互の親睦を図るため旅行、映画等の鑑賞会、スポーツ等を行う。
- (4) その他女性部の目的達成に必要と思われる事業。

第三章 会計

第5条

本会の経費は会費、補助金、その他をもって賄う。

第6条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

第四章 会員

第7条

本会の会員は一般社団法人阿倍野産業会の会員企業の女性をもって組織する。

第8条

会員の資格は次の理由によって消滅する。

- (1) 第7条の資格喪失。
- (2) 脱退
- (3) 死亡
- (4) 当産業会の会員事業所が脱退及び本会員が退社した場合

第五章 役員

第9条

本会に次の役員を置く。

理事 若干名

理事は総会に於いて会員の互選により選出する。

理事は互選をもって会長1名を選任し、会長は理事の中より副会長1名を選任する。会計、監事は理事の互選にする。

第10条

前条の役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

第11条

本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役の任期は理事と同じくする。

第六章 会議

第12条

- (1) 会議は、総会、理事会とし、会長がこれを招集する。
- (2) 本会の総会の議長は会長が行う。

附則

この会則は平成27年1月14日より実施する。